

市川市公告第 178 号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所が明らかでないため、送達することができませんので地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）第 18 条の規定に基づき公告します。

なお、同書類は納税・債権管理課で保管していますから、来庁のうえ受領してください。

令和 4 年 7 月 21 日

市川市長 田中 甲

- 1 送達を受けるべき者の氏名又は名称
三十尾 誠生
- 2 送達すべき書類を特定するために必要な情報
20260714-0077

<注意>

上記書類があなたの手もとに届かなくても、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公示送達の掲示がなされた日から 7 日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

市川市告示第 199 号

市川市指定納付受託者に係る事務所の所在地変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

市川市長 田 中 甲

1 名称

株式会社トラストバンク

2 所在地の変更

新所在地：東京都港区北青山二丁目 14 番 4 号

旧所在地：東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号

3 変更日

令和 8 年 7 月 21 日

4 指定をした日

令和 8 年 7 月 21 日

5 指定納付受託の名称

デジタル地域通貨の購入に係る雑入

インターネットを利用して市川市に納付されるふるさと納税寄附金

市川市告示第 290 号

指定第1号事業の事業所の指定について

市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年規則第12号）第11条第1項に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

市川市長 田中 甲

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 指 定 申 請 者 | 株式会社レンティ |
| 2 事 業 所 名 | レンティケアサービス菅野 |
| 3 事 業 所 所 在 地 | 千葉県市川市菅野四丁目17番14号 |
| 4 指定・指定更新年月日 | 令和8年8月1日 |
| 5 総 合 事 業 の 種 類 | 介護予防訪問型サービス事業 |

市川市告示第 20) 号

指定居宅介護支援事業所の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第85条第1号に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

市川市長 田中 甲

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 指 定 申 請 者 | 株式会社レンティ |
| 2 事 業 所 名 | レンティケアサービス菅野 |
| 3 事 業 所 所 在 地 | 千葉県市川市菅野四丁目17番14号 |
| 4 指定・指定更新年月日 | 令和8年8月1日 |
| 5 サ ー ビ ス の 種 類 | 居宅介護支援 |

市川市告示第 202 号

自転車等駐車場における使用料徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、自転車等駐車場における使用料の徴収を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

市川市長 田中 甲

- 1 名称・代表者氏名
第一優美有限会社
代表取締役 太田 耕造
- 2 住所又は事務所の所在地
千葉県市川市大和田 5 丁目 15 番 17 号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の名称
自転車等駐車場における使用料の徴収事務
- 4 その他総務省令で定める事項
 - (1) 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 7 年 4 月 1 日
 - (2) 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8 年 6 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日

市川市告示第 203 号

放置自転車等撤去保管手数料徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、
放置自転車等撤去保管手数料の徴収を次のとおり委託したので、同条第 2 項の
規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

市川市長 田中 甲

- 1 名称・代表者氏名
株式会社 ほくしん
代表取締役 高橋 秀一
- 2 住所又は事務所の所在地
千葉県市川市田尻 5 丁目 24 番 3 号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務の名称
放置自転車等撤去保管手数料徴収事務委託の徴収事務
- 4 その他総務省令で定める事項
 - (1) 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 8 年 6 月 1 日
 - (2) 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8 年 6 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日